

「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業認定制度」実施要領

（目的）

第1条 この要領は、愛媛県地球温暖化対策実行計画（令和6年1月改定）で掲げる温室効果ガス削減目標の達成に向けて、自社の事業活動における二酸化炭素排出量を把握するとともに、その削減に計画的かつ前向きに取り組もうとする県内事業者を県が認定することにより、事業者の主体的な取組を後押しすることを目的に、必要な事項について定める。

（対象事業者）

第2条 本認定制度に申請できる事業者は、愛媛県内に事業所を有し、事業活動を行っている者のうち、次の要件を全て満たす者とする。なお、本社所在地は県内外を問わない。

- （1）県内における事業活動を、2050年までに脱炭素化することを宣言していること。
- （2）事業活動を行う事業所における年間の二酸化炭素排出量を算出していること。なお、複数の事業所を有する場合は、主たる事業所が代表して申請することを可能とする（複数の事業所を有する場合は、全事業所数と取組事業所数を申請書に記載すること）。
- （3）以下の15項目の取組項目から5項目以上選択（取組項目①は必須）し、事業者の状況に応じて具体的な計画を策定していること。

カテゴリ	取組項目	実践事例
エネルギーの需要削減・効率化	①日常利用するエネルギーの効率化・節約に係る取組【必須】	エアコンの適温設定、働き方改革（残業削減やリモートワークの推奨など）、こまめな消灯等
	②省エネルギー設備の導入	高効率ボイラー、高効率空調機、インバータ付コンプレッサの導入、LEDへの切替等
	③工場等における設備の運用改善	熱輸送配管の断熱強化、ポンプ・ファン・コンプレッサ等の使用端圧力の見直し等
	④施設におけるエネルギー需要の抑制に資する取組	建物の断熱・遮熱、屋上や壁面の緑化、ミストシャワーの設置等
	⑤業務・事業の効率改善に向けたデジタル化、DX化	エネルギーマネジメントシステム、需要予測システムの導入等
	⑥エコドライブに係る取組	急発進・急停止、無駄なアイドリングの回避、タイヤ空気圧の点検・整備等
エネルギー転換	⑦再生可能エネルギーの自社導入	自社における太陽光発電の導入、蓄電池（再エネ設備との併用）の設置等
	⑧再生可能エネルギーの調達・活用	再エネメニューへの切替、PPA、非化石証書購入
	⑨電動車の導入（購入・リース等）	電気自動車、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車の導入
3Rの取組	⑩廃棄物の発生そのものを抑える取組	紙帳票の電子化、製造歩留まり改善、購入量・発注量の最適化、リユース品の利用推奨等
	⑪リサイクルの促進に係る取組	再生処理業者の活用、リサイクル率の向上等

その他	⑫環境に配慮した物品等の購入・使用に係る取組	グリーン購入、バイオマス原料の使用、再生鋼材の採用等
	⑬カーボンオフセット・クレジットの活用に係る取組	J-クレジットの購入、自社の CO2 削減による J-クレジットの創出等
	⑭従業員への環境教育や人材育成、組織体制構築に係る取組	定期的な環境教育、関連資格の取得、脱炭素推進に係る部署の設置等
	⑮上記以外の独自の取組	その他、独自の取組（環境保全活動や緑化活動への参加、企画等も含めて）

（登録の申請）

第3条 本認定制度に登録しようとする事業者は、えひめゼロカーボン・チャレンジ企業認定制度登録申込書(様式第1号)(以下「申込書」という。)を、専用入力フォーム（えひめ電子申請システム）から提出するものとする。

2 申請は、年間を通して随時受け付けるものとする。

（登録及び公表）

第4条 知事は、前条第1項の登録申請を受けたときは、内容を審査のうえ、第2条に規定する要件を満たす場合は、認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)に対して、えひめゼロカーボン・チャレンジ企業認定制度認定証(様式第2号)を交付するとともに、認定事業者名及び環境配慮に係る取組内容等を、県脱炭素ポータルサイトに掲載するものとする。

2 前項の登録の有効期間は、認定された年度の翌々年度の7月末日までとする。

（取組の実施）

第5条 認定事業者は、自社の事業活動における二酸化炭素排出量の削減に向けて、自ら積極的に取り組むとともに、その状況を管理するものとする。

（登録の更新）

第6条 認定事業者は、登録の有効期間満了後も、引き続き登録を受けようとする場合は、第2条第1項3号で選択した項目に係る取組結果等を、えひめゼロカーボン・チャレンジ企業認定制度取組報告書(様式第3号)に記載し、専用入力フォーム（えひめ電子申請システム）から、登録の有効期間満了までに提出するものとする。

2 登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、更新がなされた翌年度の7月末日までとする。

（調査）

第7条 知事は、制度の目的を達成するために必要があると認めたときは、認定事業者に対して、聞き取り又は現地調査をすることができる。

（登録事項の変更）

第8条 認定事業者は、登録事項に変更が生じた場合には、速やかにえひめゼロカーボン・チャレンジ企業認定制度変更登録届出書（様式第4号）を、専用入力フォーム（えひめ電子申

請システム）から提出しなければならない。

（登録の取消）

第9条 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録を取り消すものとする。

- （1）認定事業者から登録辞退の届出があった場合
- （2）第2条に規定する要件を満たさなくなった場合
- （3）第6条に規定する登録の更新が、登録の有効期間満了までに行われなかった場合
- （4）認定事業者として適当でないと認められる場合

2 前項第1号を行おうとする認定事業者は、えひめゼロカーボン・チャレンジ企業認定制度登録辞退届出書（様式第5号）を、専用入力フォーム（えひめ電子申請システム）から提出しなければならない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和7年8月7日から施行する。